定期預金の預入による支出	△ 4,000,000,000
定期預金の払戻による収入	3,155,443,849
施設費による収入	340,210,000
投資その他の資産の取得による支出	△ 1,000,000
小計	△ 3,816,970,136
利息及び配当金の受取額	33,277,402
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,783,692,734
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△ 66,435,263
リース債務の返済による支出	△ 272,347,087
小計	△ 338,782,350
利息の支払額	△ 22,190,258
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 360,972,608
Ⅳ　資金に係る換算差額	729,007
Ⅴ　資金減少額	△ 2,556,954,685
Ⅵ　資金期首残高	5,201,302,880
Ⅶ　資金期末残高	2,644,348,195

利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		602,480,799
当期総利益	602,480,799	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	278,908,515	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
教育研究の質の向上及び組織運営の改善等積立金	323,572,284	602,480,799

注　記　事　項

重要な会計方針

本財務諸表は、国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」(国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂)）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂)(以下「国立大学法人会計基準等」という。)に準拠して作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用している。

退職一時金に充当される運営費交付金・・・・・・・・・・・・・・費用進行基準

「国立大学法人東京農工大学業務達成基準取扱要項」に基づき学長の承認を得た事業・・・・業務達成基準

文部科学省が指定する「基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費)」及び「特殊要因運営費交付金」の一部及び補正予算として交付された運営費交付金の一部・・・・文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物　３年から50年
構築物　３年から50年
機械装置　４年から15年
工具器具備品　３年から15年
車両運搬具　２年から７年
船舶　５年

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産については、自己所有固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を適用している。

ただし、上記以外のリース資産については、原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法を採用している。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として、資本剰余金から控除して表示している。

受託研究、共同研究及び受託事業等で取得した固定資産については、令和４年度以前に取得したものは当該受託研究等の契約期間を耐用年数とし、令和５年度以降に取得したものは法人税法上の耐用年数を適用している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。また、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として、資本剰余金から控除して表示している。

ソフトウェア　５年
特許権　８年

３．引当金の計上基準

⑴　徴収不能引当金の計上基準

未収学生納付金収入の徴収不能による損失に備えるため、過去の徴収不能実績率により徴収不能見込額を計上している。

⑵　賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金以外により財源措置される職員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を賞与引当金として計上している。

上記以外の職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、引当金は計上していない。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当増加相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上している。

⑶　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金以外により財源措置される職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上している。

上記以外の職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当相当額は、当事業年度末の引当計基準第82第４項に基づき計算された、退職一時金に係る期末要支給額の当期増加額を計上している。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用している。

⑵　売買目的有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用している。

⑶　その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用している。

なお、投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。

⑷　関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は持分相当額）を採用している。